

○鳥取県警察職員再任用実施要綱の制定について(例規通達)

(令和5年3月31日鳥務例規第7号)

各所属長

対号 平成18年3月23日付け鳥務例規第10号 鳥取県警察職員再任用実施要綱の制定について(例規通達)

鳥取県警察職員の再任用の実施については、対号例規通達により実施してきたところであるが、この度、対号例規通達の全部を改正し、別添「鳥取県警察職員再任用実施要綱」を制定し、令和5年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

鳥取県警察職員再任用実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、鳥取県警察における職員の再任用制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 定年前再任用

地方公務員法(昭和25年法律第261号。第3の1(1)において「法」という。)第22条の4第1項の規定により採用されることをいう。

(2) 暫定再任用

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。第6において「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定(第3の1(2)において「暫定再任用関係規定」という。)により採用されることをいう。

第3 勤務条件

1 任期

(1) 定年前再任用に係る職員(第3の2(2)において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任期は、法第22条の4第3項の規定により採用の日から定年退職日相当日までとする。

(2) 暫定再任用に係る職員(第3の2(3)及び第6において「暫定再任用職員」という。)の任期は、暫定再任用関係規定により1年を超えない範囲とし、原則として採用され、又は任期を更新された年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 勤務形態及び勤務時間

- (1) 再任用する職員の官職、等級、勤務形態及び勤務時間は、人事管理、業務運営等に及ぼす影響、職務の内容、職員の処遇等を総合的に勘案して決定するものとする。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の勤務形態は、短時間勤務とし、勤務時間は、休憩時間を除き1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とする。
- (3) 暫定再任用職員の勤務形態は、フルタイム勤務又は短時間勤務とし、それぞれの勤務時間は、次に定めるとおりとする。
 - ア フルタイム勤務 休憩時間を除き1週間当たり38時間45分
 - イ 短時間勤務 休憩時間を除き1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内

第4 再任用計画の策定等

1 制度の周知

警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、再任用（任期の更新を含む。以下同じ。）の制度について、該当する職員その他関係職員に対して、制度の概要、勤務条件、手続等を周知するよう努めるものとする。

2 希望の調査

警務課長は、毎年5月31日までに再任用に関する希望調査を実施するものとする。

3 再任用計画の策定

警務課長は、人事管理、業務運営等に及ぼす影響及び再任用の希望状況を勘案し、年度ごとに再任用計画を策定するものとする。

第5 再任用の手続及び選考の方法

1 再任用委員会

- (1) 再任用する職員の選考を行うため、鳥取県警察本部に鳥取県警察再任用委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる職にあるものをもって充てる。

委員長	鳥取県警察本部長
副委員長	警務部長
委員	警務課長
- (3) 委員長は、選考に際し、必要に応じて各部長及び首席監察官に対して意見を求めるものとする。
- (4) 委員会の事務は、警務部警務課において処理する。

2 再任用の申込み

- (1) 再任用を希望する者は、再任用申込書（様式第1号）及び健康状態等申出書（様式第2号）（第6において「申込書等」という。）を、所属長を経由し、委員会に提出するものとする。

(2) 再任用を希望する者の所属の長は、再任用意見書（様式第3号）を委員会に提出するものとする。ただし、再任用を希望する者が既に退職した者である場合は、警務課長が再任用意見書を提出するものとする。

3 選考の方法

再任用する職員の選考は、原則として次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとするが、必要に応じて、作文試験、面接試験を行うことができるものとする。

(1) 職員としての直近3年間における勤務実績（任期を更新する場合は、当該更新直前の任期におけるものに限る。）

(2) 退職又は任期の更新前に有していた知識、技能等の保有状況

(3) 健康状態

(4) 再任用しようとする官職に対する意欲、適性等

(5) 再任用しようとする官職にふさわしい資格、経歴等

4 選考結果の通知

委員長は、再任用する職員を決定したときは、再任用決定通知書（様式第4号）又は再任用選考結果通知書（様式第5号）により選考結果を通知するものとする。

5 決定の取消し

委員長は、再任用する職員の決定後、新たな事情により当該職員の再任用に支障が生じた場合は、再任用の決定を取り消すことができる。

第6 任期の更新の手続

暫定再任用職員の勤務実績が良好である場合であって、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を勘案した上で任期を更新することができるものと認められるときは、その任期を更新することができる。この場合において、令和3年改正法附則第4条第3項（令和3年改正法附則第6条第3項において準用する場合を含む。）に規定する任期の更新に係る職員の同意は、当該職員に申込書等を委員会に対して提出させることにより、当該同意があったものとみなすものとする。

なお、任期の更新に関する手続は、第5の2から5までの規定を準用するものとする。

第7 細部事項

この要綱に定めるもののほか、再任用制度の運用に関して必要な事項は、鳥取県警察本部長が別に定める。

様式第1号

再任用申込書

[別紙参照]

様式第2号

健康状態等申出書
[別紙参照]

様式第 3 号

再任用意見書
[別紙参照]

様式第 4 号

再任用決定通知書
[別紙参照]

様式第 5 号

再任用選考結果通知書
[別紙参照]